

○下野市健康づくり推進協議会設置要綱

平成18年2月24日

告示第101号

改正 平成25年3月26日告示第64号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを、推進するための施策を総合的かつ効果的に、実施することを目的として、下野市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合的な保健計画の策定に関すること。
- (2) 各種健診、健康相談、健康教育等保健事業の推進に資するため保健組織の育成、健康づくり推進の諸方策に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は関係機関及び関係団体の役職員、知識経験者並びに市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 その他必要に応じ市長は、委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市職員のうちから任命された委員の任期は市長が定める。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(平25告示64・一部改正)

(部会)

第7条 必要に応じて協議会の下に部会を置くことができる。

2 前項に規定する部会の部会員は、会長の推薦を受け、市長が委嘱又は任命する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(報償費)

第9条 委員に支給する報償費の額は1回20,000円以内とする。

(平25告示64・追加)

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平25告示64・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日告示第64号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。